

議案第4号

墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年6月12日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

墨田区附属機関の設置に関する条例（平成25年墨田区条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表 1 区長の附属機関の部に次のように加える。

墨田区都市計画マスタープラン改定検討委員会	墨田区都市計画マスタープランの改定に係る調査及び検討に関すること。
-----------------------	-----------------------------------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

墨田区都市計画マスタープランの改定を行うため、専門的な視点から調査及び検討を行う墨田区都市計画マスタープラン改定検討委員会を区長の附属機関として設置する必要がある。